

開会の日 令和2年12月14日(月)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	井 端 浩 二
副委員長	徳 島 純 次
委員	野 村 勝 憲
委員	澤 史 朗
委員	谷 口 敬 信
委員	水 上 雅 廣

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
環境水道部長	大 坪 達 也
環境課長	忍 哲 也
環境課施設係長	渡 辺 晃
環境課長補佐兼施設長心得	中 田 賢 一
基盤整備部長	青 木 孝 則
建設課長	横 山 裕 和
建設課建設係課長補佐	藤 白 規 良

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	水 上 時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第123号

訴えの変更について

議案第124号

飛驒市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する
条例について

(開会 午後1時00分)

◆開会

●委員長（井端浩二）

皆さん、こんにちは。ただいまから、第13回産業常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

本日、当委員会に付託された案件及び協議事項は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますよう、また議題外や議題の範囲を超えることのないようお願いいたします。なお、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いします。

◆1.付託案件審査

◆議案第123号 訴えの変更について

●委員長（井端浩二）

それでは、付託案件の審査を行います。

はじめに、議案第123号、訴えの変更についてを議題とします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（井端浩二）

大坪環境水道部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、議案第123号についてご説明いたします。これは訴えの趣旨の変更を行うものであります。訴えの趣旨の中で金1億2,821万2,962円を金3億2,479万90円に改めるものであります。その変更の理由としまして、損益相殺の対象としての損害賠償金から控除していましたが建物災害共済金、1億9,657万7,128円につきまして、本件訴訟により事故が被告の故意過失により発生したと認定された場合、市は建物災害共済金を支払った一般財団法人の全国自治協会から返還を求められることが明らかになったため、建物災害共済金分について損益相殺の主張を撤回し、請求を拡張するものであります。以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

今の返還が生じることがことし9月にわかったというふうなことですけれども、それ

までは、全然わからなかった。この事項が損害保険というか、その条項に入っていたかと思うのですが、今までわからなかった理由というのはございますでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

わからなかった理由、その適切な答えになっているかどうか知りませんが、そこまで要項を確認していなかったということはあるのですけれども、それがあるということは、当初の訴訟の前にわかっていましたので、その文章の中にそういう恐れがある場合は、拡張するというので、最初の訴えのところで記載しておりました。

○委員（澤史朗）

たぶんその要項というのは、最初から存在していたんだと思うんですけども、それで1回、この保険金というのは、支払われていますよね。そのまるまるの保険金額を最初の訴状にプラスをして今の金額が出ていると思うんですけども、それを今、増額することによって、訴訟費用の増額もあるかと思うんですけども、それについてはこの中に、この請求金額の中に含まれているのでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

訴訟の手数料のことだと思うんですけども、それにつきましては、請求額によって決まっておりますので、計算式によって増えることとなりますが、その金額につきましては、ここの中に入れておりません。

○委員（澤史朗）

そうすると、今の請求額には今の増額した分の訴訟費用というか、それは入っていないということですよ。当初の訴状の中には、その訴訟費用も含めた金額が請求されているかと思うんですけども、入っていない。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境課施設係長（渡辺晃）

当初の訴えを起こすときの請求額には、そのときの訴訟費用も含まれておりません。今の裁判所のほうに納める手数料というのは、別途、請求額に応じて計算式で計算して、その当時もその相当額をお支払いしておまして、今回、プラスアルファで増額する部分については、その部分を今回、訴えの変更にあわせて裁判所のほうに手数料を納めるということになっておまして、市が相手に訴えた金額の中には、含まれていないということです。

○委員（野村勝憲）

前にも質問していますけれども、問題は、大体いつごろ、この訴訟がですね、決着す

るかということなんですよね。現状の見通しからして、例えば来年なのか、あるいは再来年なのか。そのへんちょっと見通しをお聞かせいただけますか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

見通しとしましては、これはあくまでも弁護士事務所と私どもの中での思いでありませうけれども、だいぶ専門的なお互いの主張は出し合ったということでもありますので、ここから先につきましては、裁判所のほうで、その中で絞り込んだ争点の争いになってくるということで、当初想定していましたほどかからないのではないかと思います。これはあくまでも思いであります。

●委員（野村勝憲）

今までに延べ数で結構ですけれども、何回ぐらい裁判が行われているんですかね。

□環境水道部長（大坪達也）

最初の第1回が口頭弁論であったのですけれども、その後に弁論準備手続きという呼び名の裁判所の行為を行っておりまして、それが計13回行っております。

●委員長（井端浩二）

よろしいですか。ほかにございませぬか。

○委員（澤史朗）

これは裁判なので、最終的にどちらに転ぶかわからない部分もあろうかと思うんですけれども、今、保険金で下りた部分を追加して全体の請求をし直すということなんですけれども、万が一、こちらの請求が全面的に認められなかった場合、一旦支払われている約2億円の保険金ですけれども、全額認められれば当然、返還することができるんですけれども、それが一部しか認められないような場合にその返還義務というのは、その割合に応じて、あるのでしょうか。例えば、今、3億2,000万円だけれども、2億5,000万円しか認められなかったといった場合に1億9,000何がし、約2億円の一旦受領している保険金は、その中に含まれているから全額、返金をしなきゃいけないのかというところはどうなんでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境課施設係長（渡辺晃）

今、ご質問の過失の割合で返還金のほうもその割合でかえさなければいけないのか、そうでないのかというご質問だと思うんですけれども、基本的にはそのように思っているんですけれども、今、弁護士を通じて自治協会さんのほうへそういった取り扱いについても最終的な確認をしているような状況でございます。

○委員（澤史朗）

その請求金額が変更になるということで、その細かい最終的な想定をした場合の割合

だとかそういったのは、今後、最終的に提出するまでにしっかりつめていただくということの解釈でよろしいでしょうか。

□環境課施設係長（渡辺晃）

委員、おっしゃるとおりで、今確認をしております、今の拡張の手続きを年明けぐらいにできるのではないかと思うんですけれども、そこにあわせて弁護士のほうで並行して確認をしておりますので、そのへんではわかってくるかと思えます。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時11分 再開 午後1時16分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第124号 飛騨市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

●委員長（井端浩二）

次に、議案第124号、飛騨市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、議案124号について説明させていただきます。要旨のほうで説明させていただきます。最終ページ、9ページをお願いします。

要旨です。改正の主旨ですが、道路構造令の改正に伴う改正でございます。改正の内容ですが、道路構造令の一部改正により、自転車通行帯に関する規定が新たに設けられたことなどを踏まえ、本条例においても同内容の改正を行うものでございます。

1つ目、自転車通行帯の新設。自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯を新たに規定し、自動車及び自転車の交通量が多い道路に設けることとするなどの設置要件を規定する。

2つ目です。自転車道の設置要件の追加です。これまで自動車及び自転車の交通量が多い道路に設けることとされていた自転車道について、自動車及び自転車の交通量が多く、設計速度が1時間につき60キロメートル以上である道路に設けることとするため、設置要件を追加するものでございます。

補足です。平成24年に道路法において改正がありまして、県道、市道についても条例に定めることとなりました。今回は、その定めたものに対する改正でございます。今回の自転車通行帯ですが、道路交通法に基づく自転車通行帯の整備が都会のほうでは進んでおりまして、この効果が確認されたということで行われます。ちなみに自転車道ですけど、2メートル以上で車道の外、車道外です。自転車通行帯は1.5メートル以上で車道の中ですという位置づけの中で行われますので、よろしく申し上げます。以上です。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（徳島純次）

第7条の2というところに今、説明がありましたけれど、「自動車及び自転車の通行量が多い第3種または第4種」云々と書いてありますが、通行量の多いというのは、どれくらいが目安なんですかね。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建設課長（横山裕和）

定めとしまして、何台以上というような台数の決まりはございませんので、その自治体の状況によってできるということでございます。

○委員（徳島純次）

ここに「自動車及び自転車の通行量が多い第3種または第4種」云々と書いてありますけれど、第3種、第4種というのは、1日当たりの通行量が決まっていますよね。その中でさらに第何級というふうに決まっていると思うのですが、市町村道でこのへんは平地になるのか、山地になるのかわかりませんが、第3種というと、4,000台～2万台の間というふうになっています。それから第4種ですと、第4種の3種にいくと、500台～4,000台という間になっていますけれども、随分開きがあるのですが、この飛騨市の中で第3種、第4種、どのへんが第3種でどのへんが第4種なのか私わかりませんが、これを飛騨市の判断でいわれても、100台なのか200台なのか、いやもっと何千台なのかによって、対象する道路はありませんよということになりますよね。そのへんの目安は市ではもってみえないんですか。もっていなかったらつくるとき困るのではないですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

第3種、第4種というのは、実際の交通量の計測をして道路整備をするときは、やりますし、それからどういうふうに変化するだろうということで、例えば工場ができたとかいろいろな通行のバイパスができたときに、何台以上のやつかで、それに想定する道路をつくるという目安になっています。実際の通っている交通量はそのときそのときでどんどん変わっていていますので、それに左右される問題ではないというふうになります。現在、飛騨市の道路の中でこの道路自転車通行帯を設置しなければいけないというふうに判断している道路は現在のところはもっておりません。ただし、冬季の耐雪帯とかですね、今、幅を広げている箇所がありますので、幅もっていますので、そういうところについては、今後、自転車が今、国の施策でどんどん乗りましようといえますか、そういうこともありますので、今後ある可能性があるということで、今回、この改正をするということでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

○委員（水上雅廣）

今ほど言われた改正内容にそって改良を計画するような道路はあるんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

現在、先ほども述べましたように、早急に自転車通行帯として整備をするというふう

に判断をしている道路はございません。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

○委員（徳島純次）

自転車通学をしている中高生というのは、みえると思うのですが、全国の数字を見るとですね、人口10万人当たりの自転車通学での交通事故、死亡率をみると結構、近年上がってきているんですね。とくに高校生、中学生というのは、非常に多く伸びてきている。神岡ですと、坂道ですので、ほとんど自転車通学はないのですが、このへんでどのくらいの方数が自転車通学されているか把握されていますか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

自転車通学をしているかどうかは、ちょっと教育委員会のほうになりますので、私のほうで手持ちとしては持っていませんけども、自転車通学はたしか中学校までは許可制になっていたのではないかと思いますので、台数が出ているとは、今思っておりません。

●委員長（井端浩二）

ほかには質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第124号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました2案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

ただいま議決しました2案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長（井端浩二）

以上をもちまして、第13回産業常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後1時24分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長

井端浩二